

公共事業再評価調書(再々評価)

所管課：森林管理課

1 事業概要	事業名： 県営林道開設事業(伊江 I 号支線)			
	事業種別： 林道開設事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間： H18～H22	
	事業箇所： 国頭村	根拠法令： 森林法	事業期間： H18～H29	
	総事業費(百万円)： 70	費用内訳： 補助 8/10	事業量： L=550m W=3m	
(整備目的)	林道は、木材の収穫、造林・保育間伐等の森林施業の効率的な実施、森林の持つ水源かん養や保健文化機能等の公益的機能の維持増進、山村地域の雇用の場の確保、定住化を図るための重要な施設である。 本林道については、利用区域内の森林が、標準伐期を迎えたりユウキユウマツを主体とする人工林であることから、当該人工林の収穫、森林施業の効率化及び森林の適正な管理等を目的として整備を行う。			
1-2 前再評価以降の計画変更	なし			
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他(社会経済情勢の変化)			
3 再評価に至った主な要因	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(計画の見直し)			
(具体的理由)	平成21年度に事業を休止した後、やんばる地域の森林の利用区分(ゾーニング)や施業方法等の検討を進めた。その結果をふまえ、開設予定の当該路線に係る利用区域の森林施業計画については、旧作業道の再整備、新たな作業道の作設、架線系集材機等を活用して実施するよう見直したため、当該事業は中止することとして諮問するに至った。			
4 事業の進捗状況 (H29.4時点)	項目	事業費(百万円)	整備(m)	用地取得(千㎡)
	計画	70	550	-
	実施済	10	0	-
	率	14%	0%	-
5 事業効果の評価指標	①木材生産等	3,217	①建設費	72,388
	②森林整備経費縮減等	52,815	②維持管理費	478
	③森林の総合利用	91,647	③森林整備費	56,789
(検討年:40年) (基準年:H29) (単位:千円)	B 総便益(基準年換算)	147,679	C 総費用(基準年換算)	129,655 ※消費税込
	費用便益比 (B/C) = 147,679 / 129,655 = 1.14			
6 事業を巡る状況の変化	<p>① 社会・経済： 本路線は、平成18年度に工事を予定していたが、費用対効果及び環境問題等に関し、再評価を実施する必要性が生じたことから、公共事業評価監視委員会に諮問し、事業を休止した。事業休止の間、やんばる地域の森林の利用区分(ゾーニング)や施業方法等の検討を進め、開設予定の当該路線に係る利用区域の森林施業計画については、旧作業道の再整備、新たな作業道の作設、架線系集材機等を活用して実施するよう見直したため、当該事業は中止することとして諮問するに至った。 また、平成19年8月15日には、国頭村における林道開設事業に関する住民訴訟が那覇地方裁判所に提起されているが、平成27年3月18日に原告側の請求を却下、棄却する判決内容であった。</p> <p>② 地元・自治体： 平成29年9月11日、国頭村長に事業中止予定の旨説明し、理解を得ている。</p> <p>③ 利害関係者： 平成29年9月11日、国頭森林組合長に事業中止予定の旨説明し、理解を得ている。</p>			
7 事業の必要性・効率性	<p>① 事業の必要性・緊急性・有効性など 国頭村の林業は、就労の場として、雇用の確保や定住化を図るうえで、地域の主要な産業となっており、地域の振興・活性化に重要な役割を果たしている。 一方で、やんばる地域においては、希少な動植物が多く環境に配慮した森林の整備が必要であることから、森林の利用区分(ゾーニング)や施業方法の検討を進め、平成25年度にその方針を取りまとめている。 それに基づき、当該路線の開設は中止し、別の手法により森林整備を進めることとして、平成29年3月に変更した県営林経営計画において示している。</p> <p>② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 本林道により整備予定である森林については、旧作業道(かつて森林施業用に用いた舗装のない簡易な道で、現在は森林に戻っている)の再整備、新たな作業道の作設、架線系集材機等の活用により環境に配慮した手法による森林整備を進める計画である。</p> <p>③ 事業中止による影響 林道開設事業の中止については、作業道の作設、再整備、架線系集材機等を活用することにより森林施業を実施することが可能であることから、影響は少ないものとする。</p>			
8 今後の対応	<p>① 事業計画等： 当該路線は北部地域森林計画において、開設計画路線として記載されているため、平成29年12月に開催予定である森林審議会において、計画路線から除外する内容の諮問を予定している。</p> <p>② 対住民関係： 特になし。</p> <p>③ 執行体制： 現体制で執行可能である。</p>			
9 対応方針	<input type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ④ 工事の休止			
10 その他 (前再評価での 主な意見当)	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産便益が低く、基盤整備の重要性がわかりにくい。 ・伐採後の水源かん養機能の低下等、国のマニュアルのほか県独自の算出方法を検討して欲しい。 ・林道ではなく、作業道の整備であれば受け入れられる気がする。 			

対比のための参考調書(平成21年度の再評価内容)

所管課：森林管理課

1 事業概要	事業名： 県営林道開設事業(伊江I号支線)																			
	事業種別： 林道開設事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間： H18～H22																	
	事業箇所： 国頭村	根拠法令： 森林法	事業期間： H18～																	
	総事業費(百万円)： 70	費用内訳： 国 8/10 県 2/10	事業量： L=550m W=3m																	
(整備目的)	<p>林道は、木材の収穫、造林・保育間伐等の森林施業の効率的な実施、森林の持つ水源かん養や保健文化機能等の公益的機能の維持増進、山村地域の雇用の場の確保、定住化を図るための重要な施設である。</p> <p>本林道については、利用区域内の森林が、標準伐期を迎えたりユウキュウマツを主体とする人工林であることから、当該人工林の収穫、森林施業の効率化及び森林の適正な管理等を目的として整備を行う。</p>																			
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ その他(社会経済情勢の変化)																			
3 再評価に至った主な要因	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(社会経済情勢の変化)																			
(具体的理由)	<p>やんばる地域は、林業が古くから営まれ、本県における木材の主要な産地である一方、希少な野生動植物が生息・生育しており、林道建設について、県民等からの様々な意見があることから、林業と自然環境の保全との調和を早急に図る必要がある。</p> <p>このような事業を巡る社会経済情勢の変化により、本事業の再評価を実施し、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る必要が生じていると判断した。</p>																			
4 事業の進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業費(百万円)</th> <th>整備(m)</th> <th>用地取得(千㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>70</td> <td>550</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実施済</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>率</td> <td>14%</td> <td>0%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				項目	事業費(百万円)	整備(m)	用地取得(千㎡)	計画	70	550	-	実施済	10	0	-	率	14%	0%	-
項目	事業費(百万円)	整備(m)	用地取得(千㎡)																	
計画	70	550	-																	
実施済	10	0	-																	
率	14%	0%	-																	
5 事業効果の評価指標	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①木材生産等</td> <td>1,928</td> <td>①事業費(全事業費の合計)</td> <td>70,940</td> </tr> <tr> <td>②森林整備経費縮減等</td> <td>48,737</td> <td>②維持管理費</td> <td>1,843</td> </tr> <tr> <td>③森林の総合利用</td> <td>62,569</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 総便益(基準年換算)</td> <td>113,234</td> <td>C 総費用(基準年換算)</td> <td>72,783 ※消費税込</td> </tr> </tbody> </table> <p>(検討年:40年) (基準年:H21) (単位:千円)</p> <p>費用便益比 (B/C) = 113,234 / 72,783 = 1.56</p>				①木材生産等	1,928	①事業費(全事業費の合計)	70,940	②森林整備経費縮減等	48,737	②維持管理費	1,843	③森林の総合利用	62,569			B 総便益(基準年換算)	113,234	C 総費用(基準年換算)	72,783 ※消費税込
①木材生産等	1,928	①事業費(全事業費の合計)	70,940																	
②森林整備経費縮減等	48,737	②維持管理費	1,843																	
③森林の総合利用	62,569																			
B 総便益(基準年換算)	113,234	C 総費用(基準年換算)	72,783 ※消費税込																	
6 事業を巡る状況の変化	<p>① 社会・経済： 平成19年度に、希少な野生動植物等の保全を図るための環境調査を実施した。その結果を基に、学識経験者からなる委員会を開催し、環境保全対策の検討を進める一方、並行して県民等の意見を聴取したところ、林道建設に対し、「環境保全対策への十分な対応が必要である」等の様々な意見があった。</p> <p>また、平成19年8月15日には、国頭村における林道開設事業に関する住民訴訟が那覇地方裁判所に提起されている。</p> <p>② 地元・自治体： 平成21年3月に、やんばる地域3村等から、林道建設を含む森林・林業活性化に関する要請があった。</p> <p>③ 利害関係者： 特に問題なし</p>																			
7 事業の必要性・効率性	<p>① 事業の必要性・緊急性・有効性など</p> <p>国頭村の林業は、就労の場として、雇用の確保や定住化を図るうえで、地域の主要な産業となっており、地域の振興・活性化に重要な役割を果たしている。</p> <p>また、製造・加工技術の向上等により、県産材の幅広い利用が進められており、県産材の安定的な供給を図る必要があることから、平成19年に国頭村が木材拠点産地に認定された。</p> <p>本林道については、利用区域内の森林が、標準伐期を迎えた人工林であり、収穫、森林施業の効率化及び森林の適正な管理等を行うために必要である。</p> <p>② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)</p> <p>本林道を整備し、収穫、造林、森林の適正な管理を行うことにより、木材の供給や森林の持つ公益的機能の維持増進が図られる。</p> <p>また、森林とのふれあい等のレクリエーション利用も図られる。</p> <p>③ 事業効果の発現状況</p> <p>工事については、未着工である。</p>																			
8 今後の対応	<p>① 事業計画等： やんばる地域における林業と自然環境の保全との調和を図る必要があることから、森林の持つ多面的機能を評価し、重視すべき機能に応じた利用区分(ゾーニング)や施業方法等を見直し、その結果を踏まえ、環境保全対策等を検討する間、工事を休止する。</p> <p>② 対住民関係： 地域住民及び関係者等との調整を進める。</p> <p>③ 執行体制： 現体制で執行可能である。</p>																			
9 対応方針	<input type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 工事の休止																			